随時監査(データの管理に係る事務等の監査)結果に関する報告

第1 監査の対象

次のとおりである。

対象とする部					対象とする課				
企	画	調	整	部	情	報	政	策	課

第2 監査の期間

平成30年12月13日から平成31年2月18日まで

第3 監査の方法

データの管理について、関係職員から説明を求め、関係法令等に基づき適正に執行されているかどうかを監査した。

第4 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

第5 随時監査の結果に基づく意見について

地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、意見を次のとおり提出する。

企画調整部

情報政策課

情報政策課は、各課がシステムの新規導入や機器更新を行う際、適正な導入がされるよう 指導、助言を行っているが、導入後の運用や維持管理は各課がそれぞれ行っていることから、 稼働時のデータ管理やバックアップデータの保管状況を把握していない状況にある。

情報システムの開発、管理及び運用に関することを分掌としている情報政策課は、全庁的に情報システムに関する政策や内部統制を統括していく責務がある。

今後においては、各課におけるデータ管理やバックアップデータの保管及び復旧のあり方についても組織的に関与し、特に大規模災害などの不測の事態が発生した際にもシステムを 速やかに稼働させ又は復旧できるよう全庁的な体制の構築に努められたい。